

中土佐町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

中土佐町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨等	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1. 計画の趣旨等

(1) 計画の趣旨

近年、学校教育を取り巻く環境は大きく変化し、児童生徒の多様な課題への対応など、学校にはこれまで以上に複雑かつ困難な業務が求められている。こうした状況の中、本町の教職員が、心身ともに健康で生き生きと教育活動に従事し、その専門性を最大限に発揮するためには、ワーク・ライフ・バランスを確保し、学校における働き方改革を一層推進することが不可欠である。

そのため、本町では、県教育委員会が導入した統合型校務支援システムによる教育DXの推進や、教員業務支援員等の外部人材の配置拡充などを通して学校における働き方改革に係る取組を進めてきた。

これにより、時間外在校等時間の上限（月45時間、年360時間）の遵守に向けた一定の成果は見られつつあるものの、依然として上限時間を超える長時間勤務の教職員が一定数存在しており、教職員が本来業務に真に向き合う時間や、教職員自身が健康で生き生きと勤務できる環境（ウェルビーイング）の確保に向け、更なる取組が必要となっている。

国においては、令和6年8月の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について

（答申）」を踏まえ、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正された。これにより、令和11年度末までに、時間外在校等時間を「月30時間程度」に削減する指針が示されるとともに、教育委員会に対し「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表、総合教育会議への報告等が義務付けられた。

本計画は、給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、教職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図るために策定するものである。

(2) 計画の対象職員

本計画は、中土佐町立学校に勤務する教職員を対象とする。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る場合
小学校	月35時間18分	29.4%	1.0%
中学校	月42時間45分	45.4%	10.4%

○ 時間外在校等時間が45時間を超える割合が37.4%（小中学校平均）と多くなっている。授業準備や教材研究、部活動指導、公務分掌に関わる業務などの業務の負担感が大きくなっており、校内会議・校内研修の見直し、多様な働き方の推進、定時退校日・学校閉庁日の設置や最終退勤時刻の明確化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間（8月末まで）の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。

【8.1%】

- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする。【82】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

2に掲げる目標の達成に向け、中土佐町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。PTAやスクールガードリーダーなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・放課後から夜間における見回りについては、青少年育成センター指導員が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 各学校の取組を推進するために、教育委員会が取り組む内容
- ◆授業準備（「3分類」⑮関係）
 - ・ICT 機器を活用した教材の共有を推進し、教育職員の授業準備にかかる負担軽減を図る。
- ◆学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）
 - ・統一的に導入されている校務支援システムについて、学校現場のニーズも適切に聴取しながら、必要に応じて、県教育委員会にシステムの機能拡充・強化を要望する。
- ◆調査・統計等への回答（「3分類」⑰関係）
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ・「調査・照会に関するガイドライン」（平成24年、県教育長通知）に基づき、学校に対する調査・照会を厳に精選する。その上で、調査・照会を実施する際は、アンケートシステム（しらべばこ）の活用や調査方法・項目の見直しなどを通じて、回答する側の負担軽減に十分配慮する。
- ◆ICT 機器の管理・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑱関係）
 - ・ICT 支援員等を学校に派遣し、授業におけるICT 機器の操作支援やデジタル教材の作成補助を行うなど、円滑な授業実施を支援する。
- ◆部活動（「3分類」㉓関係）
 - ・「高知県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び「高知県立学校に係る部活動の方針」に基づき、休養日の設定や活動時間の遵守を徹底する。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」㉔関係）

- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）と連携して直接苦情等に対応するとともに、内容によれば顧問弁護士等の専門家を活用すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応する。
- ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を継続するとともに、専門的な知見を活用しつつ教職員と連携・協働した支援体制を構築する。

ハ 各学校において取り組む見直し

- ◆授業準備（「3分類」⑮関係）
- ・「高知家まなびばこ」のデジタルコンテンツの活用等を通じて、準備時間の短縮を図る。
- ・教育職員でなくても対応可能な採点業務等について、教員業務支援員等の支援スタッフを活用するなど、業務分担の見直しを図る。
- ◆学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）
- ・デジタルツールを活用し、成績処理等に係る業務の効率化を図る。
- ・統一的に導入されている校務支援システムを活用し、システム上で出欠管理や成績処理、生徒情報等を共有することで、引き続き情報の円滑な引き継ぎと事務作業等にかかる負担軽減を図る。
- ・教育職員でなくても対応可能な採点業務等について、教員業務支援員等の支援スタッフを活用するなど、業務分担の見直しを図る。
- ◆学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）
- ・学校徴収金については、現金での徴収を無くし、振込等で対応することにより徴収・管理の適正化を図り安全性に十分配慮する。
- ◆部活動（「3分類」⑬関係）
- ・「高知県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び「高知県立学校に係る部活動の方針」を踏まえて、教育職員の過度な負担とならないように休養日や活動時間の設定を適切に行う。
- ・教育職員の負担軽減を図るため、顧問に代わり指導・引率を行う部活動指導員等、外部人材の活用を推進する。
- ◆校内清掃（「3分類」⑫関係）
- ・清掃業務の実施方法について、範囲や頻度、時間帯等の見直しを行い、業務の効率化を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・デジタル技術を活用した校務の効率化に関する県内外の好事例（生成AIの活用事例に関する情報を含む。）の収集に努めるとともに、学校に対してそれらの事例を発信・共有することや、研修の実施などにより、校務の負担軽減を図る。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 各学校において取り組む内容

◆メンタルヘルス対策の確実な実施

- ・職員会での周知や職員室への掲示により各種相談窓口を共有するとともに、管理職による日常的な声掛けを行うなど、教職員が早期に相談できる職場環境を整える。

◆休暇等の取得の促進

- ・計画的な休暇取得を促すとともに、互いに支え合う体制を整える。
- ・子どもの行事など私的な事情等においても、気兼ねなく休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに取り組む。

◆ストレスチェックの実施

- ・全教職員に対し、受検を推奨するとともに、集団分析結果から自校の課題を把握し、業務の偏りを見直すなど、職場環境の改善に取り組む。

◆医師による面談指導の実施

- ・1か月の時間外在校等時間が100時間を超えた場合、又は1か月の時間外在校等時間が80時間を超える月が2か月連続した場合には、医師による面談指導を実施する。

◆多様な働き方の推進

- ・教職員一人一人の状況等に応じた柔軟な働き方を実現するため、業務に支障がない範囲で在宅勤務やフレックスタイム制などの制度の活用を促す。

◆育児休業の取得促進

- ・子どもが生まれる予定の教職員に対し、「高知県教職員共育て・共働きサポートプラン」に基づく面談を確実に実施し、育児休業や育児に関する休暇の取得を積極的に勧奨する。
- ・周囲の理解と協力を得ながら、気兼ねなく制度を利用できる職場全体のバックアップ体制を構築する。

イ 各学校の取組を推進するために、町教育委員会が取り組む内容

◆メンタルヘルス対策の確実な実施

- ・各種相談窓口の周知等を確実に実施するとともに、教職員がより相談しやすい環境づくりや、教職員同士の横のつながりを作るなど、教職員が孤立しないための取組を推進する。あわせて、管理職等を対象とした研修を通じて、メンタルヘルスに関する正しい知識の普及を図る。

◆休暇等の取得の促進

- ・教職員が計画的に休暇等を取得できるよう、各種休暇等制度の周知や、県内外の先進事例の紹介などを行う。

◆ストレスチェックの実施

- ・教職員に対し、受検を推奨するとともに、未受検者への受検勧奨を通じて受検率の向上を図る。また、学校別の集団分析結果を各校へ速やかに提供し、分析結果に基づいた職場環境改善の支援を行うことで、各校の組織的な改善活動を促進する。

◆医師による面談指導の実施

- ・長時間勤務により健康リスクが高まった教職員を早期に把握して医師による面接指導を確実に実施するため、学校と連携して受診勧奨や勤務時間の抑制に向けた指導・助言を行い、教職員の健康確保を組織的に支援する。

◆多様な働き方の推進

- ・教職員が自宅等からも校務支援システム等に安全にアクセスできるテレワークシステムを、県の導入に合わせ導入する。
- ・県の導入後にフレックスタイム制を導入するとともに、文部科学省の動向を踏まえ、勤務間インターバル制度について検討を進める。

◆育児休業の取得促進

- ・子どもが生まれる予定の教職員に対し、高知県教職員サポートプランに基づく面談の実施状況を把握し、育児休業等の取得勧奨を積極的に行う。
- ・業務分担の見直しや周囲の理解促進といったバックアップ体制を構築できるよう、先進的な事例の共有や学校への啓発を行い、組織全体で取得を支援する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、中土佐町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、中土佐町のHP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、中土佐町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、中土佐町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、中土佐町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。